

第27回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成26年3月17日（月）17:30～18:00

2. 場所：中央合同庁舎4号館6階620会議室

○司会 それでは、お待たせいたしました。

先ほど行われました規制改革会議の様様について、岡議長会見を行います。

最初に議長のほうから御説明いたしまして、質疑応答につきましては、その後まとめてお願いします。

それでは、議長、よろしく申し上げます。

○岡議長 皆様、お待たせしました。

それでは、第27回規制改革会議についての御報告をさせていただきます。

本日は6つの議題がございました。最初が「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立」というテーマでございました。

本日は厚労省にも参加いただき、今までの議論の延長線上でのやりとりを行いました。

まず、経営管理の強化という点につきましては、以前に皆様方に御報告のとおり、社会福祉法人の財務諸表を公表することについては、既に厚労省から回答をいただいたわけですが、財務諸表の標準様式を作成し、これを各社会福祉法人に様式に沿ったものを作成、公表してもらうということで、現在、パブリックコメント中の共通標準様式なるものの説明をいただきました。今月いっぱいパブリックコメントを行って、それを踏まえて最終的にその様式を決めていこうということでもあります。私どもも今日、中身を聴かせてもらいました。皆さんのお手元でもう御覧いただいたと思いますけれども、かなり細かな項目まで入っておりますが、必ずしもこれでもう全部オーケーということではない部分がございます。今日の会議の中での質疑応答、意見交換の中でも、いろいろな委員から意見が出されまして、厚労省としては一応、それを受けとめますと。基本的には前向きに対応していきますということでありました。

1つ例を挙げますと、我々一般企業が作成した財務諸表は公認会計士、あるいは監査法人がしっかりチェックするわけですが、社会福祉法人の財務諸表についても、第三者が入ってチェックしてもらうことも必要ではないかというやりとりもございました。これについても厚労省としては一応受けとめて考えましようということ。また、役員が退職金をどれぐらいもらったかなどということがわかっているのかとか、あるいは、財務諸表では役員報酬の総額が記載されるわけですが、役員が1人だったらその人のものとなるが、複数ですと誰がどれぐらいもらっているかがわからないわけで、そういったことについてもう少し突っ込めないか等々、厚労省はかなり前向きな姿勢であると私は受け

とめておりますが、さらなる改善ができないかということでの議論をしたということが1つです。

もう一つ、イコールフットイングの点につきましては、これも前回ちらっと御報告したわけでありすけれども、私どもとしては、特に介護事業のように、社福も一般法人もやっているような競合分野においては、もう少しイコールフットイングとすべきではないかということも我々が主張してきているわけでありす。

厚労省はその考え方を理解した上で、介護事業には4つの種類、これも皆さんのお手元資料にあるように、いわゆる特養と称されるものから、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き住宅の4種類の介護事業がある。今日的には、これらの4つの種類のシェアが以前のように極端に偏っていない状態になりつつあるということから、社福と一般法人の役割分担ができていないのではないかという御説明がございました。ただ、そのことと、特養についてはまだ社福しかできないという現実がある中で、その点についてさらに議論を継続しようということが1つありました。

もう一つ、補助金をもらっている社福とそうではない一般法人のイコールフットイングについて、厚労省からは、その点を認めた上で、社福の本来の機能、役割である地域貢献をもっともっとやってもらうことで、実質イコールフットイングの状態にしていきたいという考え方で彼らが検討しているわけでありす。それに対して、私どもは1つのやり方としてはわかるけれども、それだったら、どの程度の地域貢献をするのかということについて、もう少し議論を深める必要があるのではないか。例えば、介護事業をやっている社福については利益の一定のパーセンテージの額を社会貢献として使ってもらうことを義務付けることも1つの意見としてございました。いずれにせよ、イコールフットイングのところについては、さらなる議論が必要だということで本日は終わっております。

2つ目の議題は「医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築」につきまして、本日、規制改革会議としての意見を取りまとめました。これも皆さんのお手元にあるとおりでございます。本件につきましては、後ほど健康・医療ワーキング・グループの翁座長から追加の説明をしていただくことにしたいと思います。

3つ目の議題は「規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築と下位規範による規制の実態の分析と見直し」といった2つのテーマについて一緒に議論をいたしました。これにつきましても、お手元の配付資料にあるとおりでございます。所管省庁が主体的・積極的に規制に取り組んでもらうために、規制改革会議としては、規制シートなるものを作成してもらおうという考え方でございます。この規制シートにどのような項目を記載してもらおうのかといったことについて今日議論をしたわけでありす。これについても、今後もう少し議論を深めていこうということになっております。

4つ目の議題は、今期のワーキング・グループが立ち上がりましてから今日まで、半年以上ワークしていただいております。各グループの委員、専門委員の皆様には大変精力的

に、大変な時間をかけて議論していただいております。本日の本会議から、5つのワーキング・グループの活動状況の報告をしていただくということで、本日はその第1回目ということで、創業・IT等ワーキング・グループについて、座長の安念委員から報告をいただきました。これについても皆さんの手元にある資料を御覧いただきたいと思います。

5つ目が、毎回やっております「規制改革ホットライン」でございます。これについても直近の報告をいただきました。配付資料にございますように、3月5日までの間に2,258件の受付があり、その中から規制改革に関連しないものを取り除きまして、1,286件を省庁に提示。このうち、本日までに省庁から回答があったものが1,005件。その内訳としまして、「対応する」が36件、「検討に着手する」が88件、「検討予定」が196件、「現行制度下で対応可能」が219件、「対応不可」が358件、「事実誤認」が62件、「その他」46件となっております。詳細については、全て内閣府のホームページに載せておりますので、御参照いただきたいと思います。

前回も申し上げましたように、私どもは、今、申し上げた回答内容の内訳はこれでおしまいということではなく、「対応」してもらったものはもちろんよろしいわけですが、それ以外のものについてはしっかりとフォローアップしていくつもりでございます。

最後に、議題6では3月25日火曜日の「公開ディスカッション」のテーマが決定いたしました。これも資料6として配付されているとおりでございます。第1のテーマが「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィングの確立」で、本日の議題1のテーマであります。2つ目のテーマは「労働時間法制について」でございます。本件については、既に会議としての意見を提出しております。働く方にとっても、企業側にとっても、双方にとってよい内容のものにしていこうではないかということで、基本的にはどういう方を対象にするか。あるいはどういう条件をつけるか等々、全て労使の協議で合意に至った内容にしていこうということでございます。そのような形で合意された場合に、労働時間法制の適用外の働き方を認めてもいいのではないかと。そういうものを1つ選択肢としてつくったらどうかという内容であります。この点について、連合及び経団連、厚労省の方にも参加していただいて公開ディスカッションをしようと考えております。

以上が本日の6つの議題であります。この後、議題2の今日意見として取りまとめたテーマについて、座長の翁委員から皆さんに追加の説明をしてもらいます。

お願いいたします。

○翁座長 それでは、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見ということで御説明させていただきます。

この意見につきましては、健康・医療ワーキング・グループにおきまして、厚生労働省や医師会など、関係者へのヒアリングを行いまして、議論を重ねてまいりました。その結果、4月以降、厚生労働省で検討することになりましたので、その見直しの方向性や期限などにつきまして、本規制改革会議として意見を出したというものでございます。

この意見を御覧いただきますとおわかりいただけますが、一番最初のところに書いてございますように、一般用検査薬につきましては、平成3年までに3項目の検査薬が認められています。具体的には、妊娠検査薬や尿糖・尿たんぱくといったものについては認められているのですが、それ以降、20年以上、新規項目が認められていない状況となっております。その原因は、そもそも医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みが構築されていない点にございました。そのため、転用の仕組みについてまず、提案をしております。

転用の仕組みの1のところを御覧いただきますと、まず、個別製品ごとではなく、検査項目、例えば尿中の黄体形成ホルモンとか、そういった検査項目ごとに、そして、その判定方法などをあらかじめ定めて、それに合致する製品を申請するという流れでやっていく必要があるということをおっしゃいます。

次の○になりますけれども、既にこの分野では49の検査項目の要望が出されております。生活習慣病に関する検査や健康状態を知るための検査、例えば便潜血とか、インフルエンザのウイルスの検査、こういったものも含めて既にいろいろな要望が出ております。この既に要望が出されている49の検査項目について集中的に検討を行うこと。また、新たなものについても遅滞なく検討を行うことなどについて指摘をしております。

裏に参りまして、購入者への情報提供等の在り方でございますけれども、やはり消費者に理解をしていただくことが非常に重要である。正しい使用方法を理解していただくことが大事であるということで、きちんとパッケージや添付文書に記載することが必要であることに加えて、特に定期健康診断の受診の推奨ということで、単にこの検査をしたから健康診断はいいではないかということではなく、健康診断もきちんと受けてください。また、薬剤師などがきちんとフォローアップして受診勧奨する体制を構築することの重要性についても指摘をしております。

最後になりますが、3のところ、これから厚労省の検討が厚労省の中の会議で行われることとなります。ここでは、いわゆる医学や薬学の専門家に加えて、製造者とか多様な販売者の意見も聞いていただく。そして、検討会議を公開してほしいということについても求めています。これらの新たな仕組みが平成26年中に運用を開始されるように求めているものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○司会 それでは、質問等がございましたら挙手願います。よろしく申し上げます。

○記者 1つ目のテーマの介護・保育事業のイコールフットイングに関してですけれども、今日、厚労省のほうから意見をお聞きして、もっと議論を深める必要があるということだったのですが、具体的に会議のほうで見解を出していた収入の法人税に相当する分を地域貢献に充てるべきとか、あと、企業の参入を認めるべきだとかと、あの辺についてはそれぞれもうちょっと突っ込んだ反論みたいなものはあったのでしょうか。

○岡議長 今おっしゃった2番目のところ、例えば特養の分野に自由に参入できるということを我々は当初求めていたわけでありますが、その点については厚労省は前向きに検討するとは言っていません。むしろ、介護事業には4つのタイプがあるとの説明の中で、社福と一般法人が役割分担されているのではないですかと。8割ぐらいが大変所得の少ない方々が対象になっている特養は、社福本来の機能としてやることでよろしいのではないですかという感じであったと思います。

最初のほうの御質問ですが、先ほど少し触れましたように、利益の一定部分を地域貢献に使うことを義務付けるべきではないのですかということに対しては前回の議論の中で「検討する」と言っておられたのですが、まだ確たる答えをいただいております。

彼らの当初の考え方は、今日いただいた財務諸表の1ページ目、総括表の一番下の5番のところに「地域の福祉ニーズへの対応状況」というものがございますね。こういったものをしっかり社福に出してもらうことによって、地域への貢献をどんどん進めていけるのではないかと。そういう状況を見ながら、という回答であったわけでありますが、私どもは、それではちょっと緩いのではないかと。やはり何らかの目安というか、基準というか、そういったところで今日の意見交換は終わっています。一応、厚労省はその点についてはもう少し考えますというところで終わっております。

○記者 関連で質問させてください。社福の一定利益の部分の話で、何らかの目安、基準をという話。厚労の方々はもう少し考えますということが終わっているということでしたけれども、これは明確にルールづくりをしておかないと、多少なりとも地域に還元したからという話だけでそのまま終わってしまったらどうしようもない話なのかなと思って、普通に法人税減税分丸ごと出せとか、わかりやすいルールをすばっと会議として突きつけたほうがいいのではないのかなと思うのですが、議長のお考えはかにか。

あともう一点だけ、役員報酬の話、個別の開示も検討課題なのではないのかということですが、確かにそれはすばらしい話かなとは思いますが、一方で、今、民間企業も個別までは原則開示していない。1億以上でしたか、その例外は出す形になっているかと思うのですが、イコールフットィングという観点から見ると、むしろ厳しくなりすぎるのではないのかなという気がしなくもないのですが、その点の考えもお願いします。

○岡議長 後者から言いますと、そういう意見を言った委員からも、一般法人でもまだ「1億円以上」という条件付きで、個別の全面開示はやっていませんよねと。したがって、社福の理事長あるいは役員の開示を個別にどこまで求めるかは、逆のイコールフットィングみたいなことになることも考えるべきでしょうねということですから、全ての社福の役員の個別報酬を今日は求めておりません。ただ、議論の中である方が何億ももらっている人もいるのではないかなみたいな話があったものですから、そうすると、何か基準を設けてやることは考えられるのかもしれませんねという程度で、強く会議として社福の役員の個別報酬開示を求めてということではありません。そこは違います。

最初の方につきましては、議長の意見と言われたのですけれども、私は、社福もいろいろ聞くとおるところによりますと、規模感にすごく差がある。大変大きな社福から、これは一般企業でも、一部上場の大企業から、従業員が数人のような中小・零細企業までであるのと同様に、社福も相当幅があるらしいのです。したがって、地域貢献というテーマに絞って申し上げますと、一定のルールみたいなものは作るべきだという考え方は私自身持っています。そのときに、もう少し丁寧に、この程度の規模以上とか、あるいは社福の分野も全部ではなくて、例えば介護・保育などの分野に限定して、その場合にはこういう一定のルールで地域貢献というものが見えるようにすべきではないかということについて求めていったらいいのではないかと考えております。

他はいかがですか。

○記者 医療用検査薬の取りまとめのところではちょっとお伺いしたいのですが、前回、ワーキング・グループで取りまとめたときと今回の段階で何か変わっているところがあるかどうかということが1つ。

あと、これは厚労省のほうでは、医療機器・体外診断薬部会で検討するということを表明されているのですけれども、最後の取りまとめのところでは、検討会議は公開とすべきであるというのは、これは現在、部会は非公開でやっているのですが、これを傍聴できるようにしろと言っている意味なのか教えてください。

○岡議長 1点目は私が会議の議長として答えます。

健康・医療ワーキング・グループから御提案いただいた内容で、会議としてそのまま意見として取りまとめました。

2点目は座長から。

○翁座長 厚生労働省からは、この仕組みの構築に当たっては、様々な関係者に影響があるので、公開で行う予定であると聞いておりますので、この審議会については原則公開をすると伺っております。

○記者 厚労省のほうから公開でやると向こうのほうが言っていると。

○翁座長 私どもも求めまして、公開でやるということで、もちろん非常に特定の方に不当な利益とか、不利益を与える恐れがあるとか、そういうときには非公開ということもあり得るのですが、原則公開ということで私どもはお願いしまして、厚労省も公開でやるということでお答えいただいております。

○記者 もう一点ですが、製造者の意見を聞くということとは、これはつまり委員に入れろという意味なのか、それともヒアリングとか、そういった場を設けるという。

○翁座長 ヒアリングなどの形で広く意見を聞きたいということでございます。

○記者 ありがとうございます。

○記者 一般用検査薬への転用の話ですが、これは逆に大熊さんで結構ですけれども、ちょっと無精な質問ですが、今までのワーキング・グループで出ていなかった新しいものは

この中に入っているのでしょうか。ワーキング以上のものがこの意見の中にざっと見て余りないような気がしたのですが。

○大熊参事官 中身としては、ワーキングでまとめたものと一緒でございます。箱をつけたということでございます。

○岡議長 先ほども申し上げたとおりで、ワーキング・グループにはいい内容でまとめていただきましたので、会議の各委員の皆さんもこれによろしいということになりました。

○記者 蛇足で申しわけありません。

公開ディスカッションについてですけれども、社福と労働時間法制、労働時間法制については、先ほど議長からそのうちの内項目というか、中身を教えていただいたかと思うのですけれども、社福に関しては次の公開ディスカッションの中で、幅広いテーマですが、どこの部分を特に掘って、どう生かしていくのか。プラス労働時間法制の部分をもうちょっと詳しく教えてください。

○岡議長 今日の会議でも議論しましたが、我々が従前から求めている社福の経営管理あるいはガバナンスの部分とイコールフットィングについて、厚労省の人も交えて、公開の場でもう一度そのやりとりをやってみようということでもあります。ですから、今まで何回もやってきていますので、もとへ戻ってということではなくて、今まで積み上げてきたものをベースとして、さらに我々が求めているものに近付けるべく、この公開ディスカッションで大いに議論してみたい。

公開ディスカッションというのは、皆様に御説明いたしましたように、今期はトライアル的に2度やろうということで、今度が2度目ではありますが、国民の皆様には規制改革について理解を深め、関心を高めてもらおうということが目的でございますので、その公開ディスカッションの場で結論を出すということにはなりません。それは目指すものではない。

したがって、我々が社会福祉法人というものに対して、なぜ財務諸表の作成・公表を求めるのか、それに対して厚労省はここまではやるよというやりとりをすることによって、国民の皆さんの社会福祉法人というものに対する理解が深まってくれるかなという期待。それと、社福がやっている事業と、一般法人企業がやっている事業において明らかに差がある。この差を国民に認識してもらおう。我々としてはその差をできるだけ縮めることを求めているということが御理解いただければという趣旨で考えております。

○司会 それでは、特に他にないようですので、会見はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。